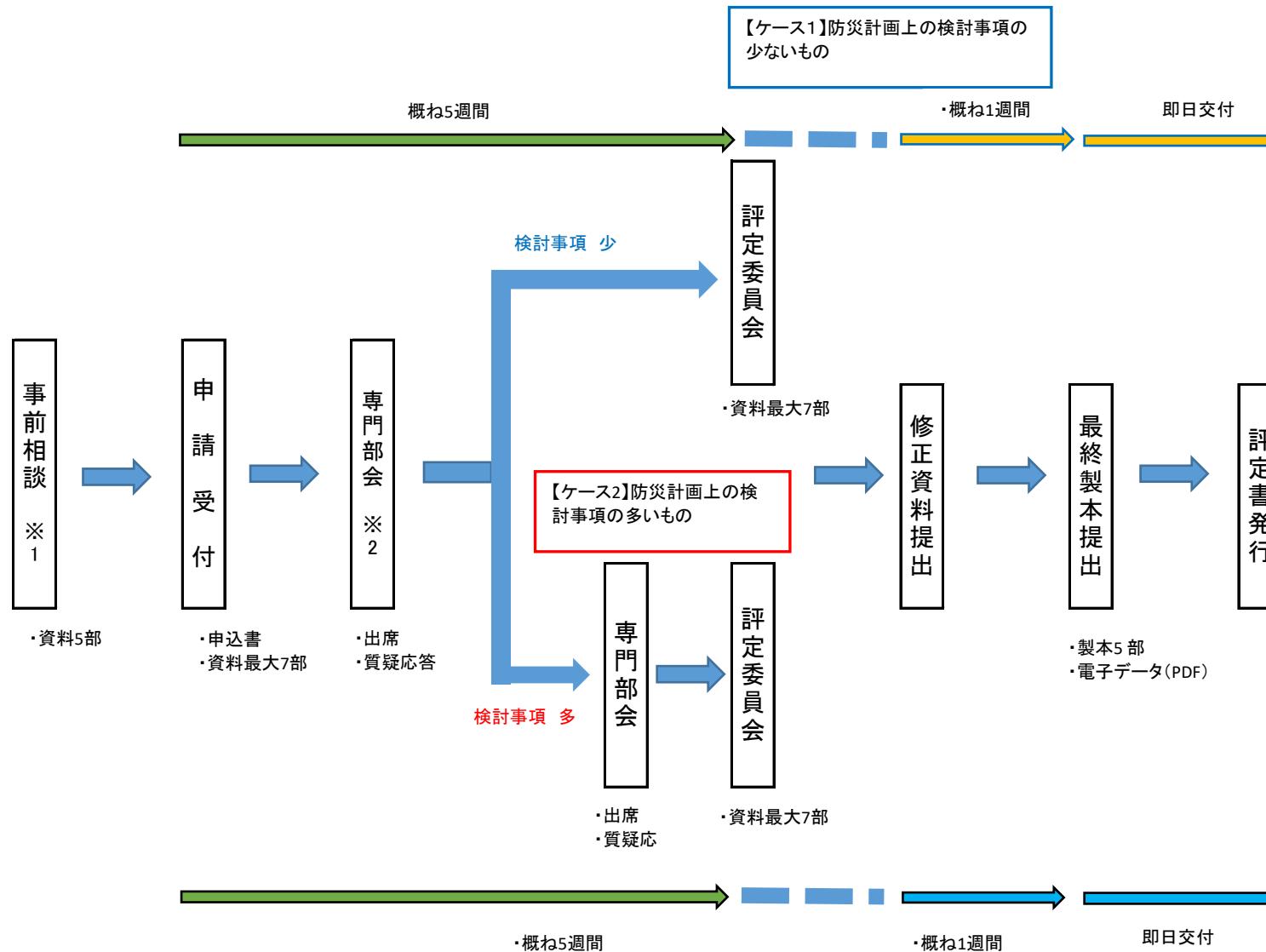


■防災計画評定フロー

・専門部会の検討事項の内容等によって、ケース1またはケース2のいずれかになります。



※1: 特定行政庁や消防局に事前協議用として防災計画書を提出された段階で、同じものを事務局にも提出してください。(通常5部)

※2: 評定委員による事前審査を専門部会と位置付けています。